

## 進路指導の方針

- ① 保護者、中学校、企業、就職支援員と連携を図り、勤労青少年の定時制高等学校修学を促進する。
- ② 個人面接や生活、勤務状況、進路希望等の各調査を通して、生徒の実態把握に努力する。
- ③ 通学を確実に保障するように努める。経済的に困難な生徒に対しては、各種奨学金や修学奨励費申請の手続きをとるよう指導する。他の原因に対しては、保護者、職場、関連する行政と連絡を密に取り改善に努める。
- ④ 在校生に対して、パート・アルバイト等の就労支援を行う。求人企業の紹介、フリーペーパーの提供、ハローワークの利用法、電話での応募方法、履歴書の書き方、面接の実際など、きめ細かく指導する。
- ⑤ 総合的な学習の時間を利用して、「労働法教育」、「金銭感覚トレーニング」、「消費者教育」などについて、外部講師を招き取り組む。
- ⑥ キャリア教育の一環として、1・2年次生に職業体験バスツアーを実施する。
- ⑦ 卒業年次生に対して、早い時期に専門学校・大学の担当者・外部講師を招き、「進路ガイダンス」を実施する。
- ⑧ 直近の卒業生（進学生・就職者）を招き、「進路体験を聞く会」を卒業年次生に対して実施する。
- ⑨ 未就職生徒、転職希望生徒の就職の指導、保障に努める。就職指導に当たっては、憲法の本質に基づき、差別選考や卒業後に差別的待遇が起こらないよう、採用者側に働きかける。
- ⑩ 定時制課程における勉学を通じて、更に向学心を抱く生徒に対しては、各人の能力、特性に応じた進路を保障するための指導を行う。その際、各種奨学金や借り入れ制度を紹介し、生徒が経済的理由により進学を断念することのないよう指導する。
- ⑪ 中高連絡会  
地元中学校の実践に学び、生徒の定着指導に資するため、年間2回程度開催する。  
第2回目には併せて学校公開も開催する。
- ⑫ 特別支援教育コーディネーターを配し、配慮を要する生徒に対する情報を共有し、支援のあり方を探るために、年二回「要配慮会議」を実施する。
- ⑬ 「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「パーソナルサポートセンター」と連携し、課題を有する生徒の支援を行う。
- ⑭ 職場訪問  
離職の防止を目的に、また雇用主への挨拶を兼ねて新年度の早い時期に卒業生就労先の訪問を実施する。併せて、在校生の就労先も訪問し情報交換を行う。上記二つの取り組みは、求人開拓（パート等のアルバイト先開拓を含む）の性格も併せ持つ。
- ⑮ 中学校訪問  
年度内に約20校の地元中学（含適応指導教室）を訪問する。本校の情報発信と新年度の入試概要の説明に加え、次年度中学校卒業生の進路希望状況についても把握に努める。
- ⑯ 広報活動として、「生徒募集チラシ」を近隣の図書館・生涯学習センターに設置してもらう。また、同じものを、近隣全ての各中学・適応指導教室に対してFAX送信を行う。